

# 亜細亜大学学則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本学は、亜細亜大学（以下「本学」という。）と称し、東京都武蔵野市境5丁目8番に、これを設置する。

(目的)

第2条 本学は、学校教育法の定めるところにより、広く一般教育に関する知識を授けるとともに深く専門の学術を研究教授するをもって目的とし、特に日本及び亜細亜の文化社会の研究と建設的实践に重点を置き、もって亜細亜融合に新機軸を打ち出す人材を育成するをその使命とする。

(各学部・学科の目的)

第3条 各学部・学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 経営学部経営学科は、語学、情報処理、数量的分析等のスキルを修得するとともに幅広い教養とコミュニケーション能力を培い、経営・会計・マーケティング領域を中心とした経営学の専門的知識・実践能力の修得を通して、国際的視野を持ったマネジメント能力を有した人材を育成する。
  - (2) 経営学部ホスピタリティ・マネジメント学科は、幅広い教養とコミュニケーション能力を培い、ホスピタリティ産業で求められているホスピタリティの専門知識・実践能力及び経営・会計・マーケティング領域を中心としたマネジメント能力を有する即戦力となる人材を育成する。
  - (3) 経営学部データサイエンス学科は、プロジェクト型演習を柱とする教育を通して企業や社会における課題を分析し、データサイエンス・AIの手法を用いて課題解決に結び付けることができ、AIやテクノロジーが急速に進展するグローバル社会を牽引する人材を育成することを目的とする。
  - (4) 経済学部経済学科は、幅広い教養を体得するとともに、ミクロ経済学及びマクロ経済学の履修により専門基礎学力を修得し、さらに多様な専門科目を学修することによって、内外の経済社会に関する知識を深め、急速な技術の革新と社会のグローバル化の中にあつて、変化に対応し、経済社会に真に貢献することのできる人材を育成する。
  - (5) 法学部法律学科は、法学教育に不可欠な教養的知識の学習及び少人数教育を柱とする法律科目の徹底的な指導を通して、幅広い教養と豊かな人間性を培い、法的思考方法を身につけ、どのような状況においても確かな判断と行動ができ、かつ他人の痛みを真に理解できる人材を育成する。
  - (6) 国際関係学部国際関係学科は、政治・法律・経済・社会にわたる学際的専門教育、発信力を重視した英語教育並びに幅広く深い教養教育を通して、国際的視野と総合的判断力を養い、世界の国際関係と国際社会における我が国の役割を理解し、時代の要請に応じて国際社会の平和と発展に貢献できる有為な人材を育成する。
  - (7) 国際関係学部多文化コミュニケーション学科は、国境を越える多文化交流の歴史と現状についての教育、国際関係についての基礎教育、発信力を重視した英語教育並びに幅広く深い教養教育を通して多様な文化背景を持つ人々をつなぐ高いコミュニケーション能力を養い、文化の相互尊重の視点に立って、アジアをはじめとする世界諸地域における多文化間の交流と対話を促進できる有為な人材を育成する。
  - (8) 社会学部現代社会学科は、社会学の知見と学問手法を基軸としつつ、他の社会諸科学の学問知識も生かしながら、現代社会の諸課題とその分析方法を学び、多様性の尊重と寛容の精神をもって、地域、企業、世界の現場で他者と協力して問題解決にあたることのできる人材を育成する。
  - (9) 健康スポーツ科学部健康スポーツ科学科は、幅広い教養を有し、多様な価値観を理解し、他者と協力する姿勢を持ち、また、生涯にわたって学び続ける習慣を身につけ、健康スポーツ科学と情報工学の学びで得た知識と技能をもとに、スポーツを通して人々の健康実現とウェルビーイングな社会の発展に貢献できる人材を育成する。
- 2 各学部・学科は、前項に規定する目的を踏まえて、次の方針を定める。
- (1) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
  - (2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
  - (3) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- 3 前項各号の方針に関する事項は、別に定める。
- (学長・副学長)

第4条 学長を1名置く。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 3 第1項及び第2項のほか、副学長を1名又は2名置くことができる。
- 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(自己点検・評価)

第5条 本学は、教育研究水準の向上を図り、第2条及び第3条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価を行う。

- 2 点検及び評価の事項・体制に関する規則は、別に定める。

(認証評価)

第6条 本学は、学校教育法に則り、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けるものとする。

- 2 認証評価の事項・体制に関する規則は、別に定める。

(学部・学科及び学生定員)

第7条 本学に次の学部及び学科を置き、定員は次のとおりとする。

入学定員    3年次編入学定員    収容定員

経営学部経営学科	325名	15名	1,330名
ホスピタリティ・マネジメント学科	150名		600名
データサイエンス学科	80名		320名
経済学部経済学科	250名		1,000名
法学部法律学科	320名		1,280名
国際関係学部国際関係学科	130名		520名
多文化コミュニケーション学科	130名		520名
社会学部現代社会学科	145名		580名
健康スポーツ科学部健康スポーツ科学科	100名		400名

(大学院)

第8条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関する規則は、別に定める。

(研究所及び教育センター)

第9条 本学に、次の研究所及び教育センターを置く。

(1) アジア研究所

(2) 英語教育センター

- 2 本学には前項に定めるほか、各学部に学会又は研究所を置く。
- 3 前2項に関する規則は、別に定める。

(別科)

第10条 本学に、留学生別科（外国人予備教育課程）を置く。

- 2 留学生別科に関する規則は、別に定める。

## 第2章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限及び在学年限)

第11条 学部の修業年限は4年とし、在学年限を8年とする。

- 2 2年次に編入学した者の当該学部の修業年限は3年とし、在学年限は6年とする。
- 3 3年次に編入学した者の当該学部の修業年限は2年とし、在学年限は4年とする。

(進級)

第11条の2 入学から第3学年までの間、同一学年に1年間（通算2学期）在籍した者は、その上級の

学年に進級となる。ただし、進級時期は年度末とする。

- 2 前項にかかわらず、秋学期に入学した者については、1年間（通算2学期）在籍した後の春学期末に進級となる。
- 3 留学から帰国した者の学年の取り扱いは、別に定める。

（学年）

第12条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、秋学期の始めに入学した場合の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わるものとする。

（学期）

第13条 学年を、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長は学部長会の意見を聴いて、前項に定める期日を単年度に限り変更することができる。

（休業日）

第14条 定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
  - (3) 本学創立記念日11月4日
  - (4) 夏季休業、冬季休業、春季休業は、別に定める
- 2 学長は前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、休日又は休業日に授業を行うことができる。
  - 3 学長は必要がある場合は、第1項に定めた休業日のほか、臨時に休業日を定めることができる。

### 第3章 授業科目及び単位算定基準

（授業科目）

第15条 授業科目を分けて、全学共通科目及び専門科目とする。

- 2 授業科目及び単位数等は、別に定める。
- 3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 4 授業科目の履修に関する規則は、別に定める。

（資格課程の授業科目）

第16条 教職課程に関する科目、図書館学課程に関する科目、司書教諭に関する科目及び社会教育主事課程に関する科目を置く。

- 2 授業科目及び単位数等は、別に定める。

（単位）

第17条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じて、前各号に規定する基準を考慮して1単位とする。
- 2 前項に示す授業における1時間は45分を基準に運用する。

（メディアを利用して行う授業）

第18条 本学において教育上有益と認めるときは、前条の授業を、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修し、修得できる単位は60単位を超えないものとする。

### 第4章 試験及び単位の認定

（試験及び成績評価）

第19条 授業科目修了の認定は平素の成績及び筆記試験又は論文による。ただし、科目の性質等によりあらかじめ定めたものについては、他の方法によることができる。

2 各授業科目の試験等による成績評価は、100点満点とし、100点～90点をS、89点～80点をA、79点～70点をB、69点～60点をC、59点以下をDの5級に分ち、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

3 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

4 試験の実施方法に関する規則は、別に定める。

(認定の資格)

第19条の2 各授業科目について、出席した授業回数が、正当な理由なく、出席すべき授業回数の3分の2に達しない者は、その授業科目修了の認定を受けることができない。

(成績評価基準の明示等)

第20条 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学においては、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(他学部専門科目の学修)

第21条 各学部の教授会が教育上有益と認めるとき、他学部の専門科目を一定の単位に限り、卒業要件単位となる科目として履修させることができる。

(他大学等における学修)

第22条 教授会が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修し、修得した単位については、学長は教授会の意見を聴き、60単位を限度に卒業要件単位として認めることができる。

3 前2項は、国内外の大学等へ留学した場合及び国内外の大学における通信教育による授業科目を、我が国において履修する場合にも適用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第23条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を認めることができる。

2 前項により認めることができる単位数は、前条において修得したものと認める単位数と合わせ60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第24条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし単位を認めることができる。

2 前項により修得したものとみなして認めることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第22条及び前条による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

## 第5章 卒業・学位授与及び資格の取得

(卒業の認定要件)

第25条 卒業の認定要件は、合計124単位以上を修得していることとし、その内訳は、別に定める。

2 本学に4年(第44条の規定により入学した者については、第11条に定める在学すべき年数)以上在学し前項に定める単位を修得した者には、学長が教授会の意見を聴き、卒業を認定し、学位記を授与する。

3 卒業の時期は、学年末とする。ただし、学長が特別の事情があると認める者に対しては、学期末とすることができる。

(学位)

第26条 前条により卒業した者は、次の区別に従い、学士の学位を授与する。

経営学部	学士(経営学)
経済学部	学士(経済学)
法学部	学士(法学)
国際関係学部	学士(国際関係)
社会学部	学士(社会学)

## 健康スポーツ科学部 学士（健康スポーツ科学）

（教職課程）

第27条 教育職員免許状を取得しようとする者は、第25条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 取得できる教員免許状の種類は、次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
経営学部	経営学科	中学校教諭 1種免許状 高等学校教諭 1種免許状	社会 公民・商業
経済学部	経済学科	中学校教諭 1種免許状 高等学校教諭 1種免許状	社会 公民
法学部	法律学科	中学校教諭 1種免許状 高等学校教諭 1種免許状	社会 公民
国際関係学部	国際関係学科	中学校教諭 1種免許状 高等学校教諭 1種免許状	社会・英語 公民・英語
健康スポーツ科学部	健康スポーツ科学科	中学校教諭 1種免許状 高等学校教諭 1種免許状	保健体育 保健体育

（図書館学課程）

第28条 司書及び司書教諭免許状を取得しようとする者は、第25条の規定によるほか、図書館法施行規則及び学校図書館司書教諭講習規程に定める所定の単位を修得しなければならない。

（社会教育主事課程）

第29条 社会教育主事の資格を取得しようとする者は、第25条の規定によるほか、社会教育法及び社会教育主事講習等規程に定める単位を修得しなければならない。

## 第6章 入学、休学、復学、退学、除籍、再入学、編入学、留学、転部及び転科

（入学の時期）

第30条 入学は、原則として毎年1回、時期を春学期の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は学部長会の意見を聴いて、時期を秋学期の始めにすることができる。

（入学資格）

第31条 本学に入学できる者の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) 本大学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

（出願手続き）

第32条 入学志願者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

（入学選考）

第33条 入学志願者に対して選考を行う。選考の方法等に関する事項は、別に定める。

（入学手続き）

第34条 入学試験合格者は、本学所定の書類に学費を添えて指定の期日までに入学の手続きをしなければならない。

2 正当な理由なく前項の手続きをしない者は、合格を取り消すことがある。

(入学許可)

第35条 入学試験合格者のうちから、前条の手続きを行った者について学長が教授会の意見を聴き、入学を許可する。

(保証人)

第36条 保証人は、原則として父母のいずれかとする。ただし、双方を欠くときは、成年者で独立の生計を営む者をもって充てる。

2 保証人は、学生の在学中に生じた事項について責任を負うものとする。

3 保証人が変更になったときは、速やかに新たな保証人の氏名、住所等の連絡先を届け出なければならない。

(氏名・住所等の変更)

第37条 学生又は保証人の氏名・住所等連絡先が変更になったときは、その旨を速やかに届け出なければならない。

(休学)

第38条 病気その他やむを得ない理由により2か月以上修学できない者は、保証人連署のうえ、本学所定の「学籍異動届」を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

(休学期間)

第39条 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある場合は、引続き休学を許可することがある。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第40条 休学期間が満了した場合は、復学となる。

2 復学の時期は、原則として学期の始めとする。

(退学・転学)

第41条 病気その他やむを得ない理由で退学する場合又は他大学への転学を希望する場合は、保証人連署のうえ、その理由を記載した本学所定の「学籍異動届」を提出し、学長の許可を得て退学することができる。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、当該教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

(1) 在学年限が所定の年数を超えた者

(2) 第39条第2項に定める休学期間を超えた者

(3) 当該学期の学費を納めずに退学を申請した者

(4) 学費納入期限後2か月を経過してもなお納入しない者

(5) 死亡の届け出があった者

(6) 外国人留学生で、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格を喪失した者

(再入学)

第43条 第41条により退学した者又は前条第3号、第4号若しくは第6号により除籍された者が2年以内に保証人連署にて再入学を願い出たときは、選考のうえ、学長が当該教授会の意見を聴いて、これを許可することがある。この場合において退学又は除籍以前の在学期間及び修得単位は所定の在学年限及び卒業要件単位に算入する。

(編入学)

第44条 他の大学等に在学した者で、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者が、編入学定員を設ける学部・学科に編入学を願い出たときは、選考のうえ、入学を許可することがある。

(1) 短期大学又は外国の大学を卒業した者

(2) 大学の課程1年(31単位以上)又は2年(62単位以上)を修了した者(外国の大学を含む)

(3) 大学入学有資格者で、文部科学大臣の定めた基準(修業年限2年以上の課程修了に必要な総時間数1,700時間以上)を満たす専修学校の専門課程を修了した者

(4) 高等専門学校、国立大学養護教諭養成所(3年制課程)又は国立工業教員養成所を卒業した者

(5) 高等学校専攻科(修業年限2年以上で、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす)を修了した者

2 前項の規定にかかわらず編入学定員を設けていない2年次又は3年次に編入学を願い出たときは、前項各号に基づき、欠員のある場合に限り、選考のうえ、入学を許可することがある。

- 3 編入生として入学する学生の出願手続き、入学選考、入学手続き、入学許可については、第32条、第33条、第34条及び第35条を準用する。
- 4 4年次の編入学は認めない。
- 5 編入学を許可された者の編入学の時期は、学期の始めとする。

(留学)

第45条 本学の学生が、国内外の大学、又はこれに相当する高等教育機関への留学を願い出た場合において、それが教育上有益と認められるときは、学長がこれを許可することがある。また、学生が休学することなく、外国の大学において授業科目を履修し、単位を修得することを許可することができる。

2 削除

3 留学に関する規則は、別に定める。

(転部・転科)

第46条 本学の学生が他学部への転部又は同学部内他学科への転科を願い出たときは、第2年次又は第3年次に欠員がある場合に限り、選考のうえ、当該教授会の意見を聴いて、学長がこれを許可することがある。

2 第4年次の転部及び転科は、認めない。

3 転部及び転科の選考方法等は、別に定める。

## 第7章 学費

(学費及び納入時期)

第47条 本学の学費は、別表Iのとおりとする。

2 授業料、施設設備料は、春学期、秋学期に分け、4月及び10月に納入するものとする。

3 この章に定めがない学費に関する規則は、別に定める。

(納入金の返還)

第48条 既納の学費は、返還しない。ただし、入学手続完了後、定められた期日までに入学辞退を申し出た者に対しては、入学金以外の納入金を返還することがある。

(休学中の学費)

第49条 休学する者は、その学期の授業料、施設設備料を免除される。

2 休学する者は、休学在籍料を納入するものとする。

(学期途中の退学の学費)

第50条 退学する者は、その学期の授業料、施設設備料を納入するものとする。

(編入学、再入学等の学費)

第51条 編入学、再入学等の学費に関する規則は、別に定める。

(留学中の学費)

第52条 留学中の学費に関する規則は、別に定める。

## 第8章 職員組織

(職員組織)

第53条 本学は学長の下に次の専任職員を置く。

(1) 教育職員には、専任の教授、准教授、講師、助教を置く。また、必要に応じて客員教員、特別任用教員を置く。

(2) 事務職員には、専任事務職、技能職を置く。また、必要に応じて嘱託事務職員を置く。

2 前項のほか、本学は必要に応じ非常勤講師及び臨時事務職員を置く。

(職務)

第54条 教育職員及び事務職員の職務は、教育基本法及び学校教育法、並びに本学が定める規程による。

## 第9章 教授会及び委員会

(教授会)

第55条 各学部に教授会を置く。

2 教授会に関する規則は、別に定める。

(委員会)

第56条 本学又は学部に教育、厚生補導、図書施設、国際交流、就職支援、入学試験等に関して委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

## 第10章 附属施設

### (図書館)

第57条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する規則は、別に定める。

## 第11章 厚生、保健施設

### (厚生・保健施設)

第58条 本学の教職員、学生の保健医療及び厚生のため、保健室、カウンセリングセンターその他厚生・保健施設を設ける。

2 カウンセリングセンターに関する規則は、別に定める。

## 第12章 寄宿寮

### (寄宿寮)

第59条 本学に寄宿寮を設ける。

2 寄宿寮に関する規則は、別に定める。

## 第13章 賞罰

### (表彰)

第60条 成績優秀な者に対し、学長は、当該学部教授会の意見を聴いて、これを顕彰することができる。

2 次の各号の一に該当する個人又は団体に対して、学長は、学部長会の意見を聴いて、これを顕彰することができる。

(1) 特に学生自治の向上に貢献した個人又は団体

(2) 大学の名声を高め又は学生の模範となるべき行為をなした個人又は団体

### (懲戒)

第61条 懲戒の対象となる行為を行った学生に対し、学長又は学長の委任を受けた学部長は学生委員会の意見を聴いてこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学、受験停止、単位無効及び譴責とする。

3 次の各号の一に該当する者に対しては、退学とすることができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 学園の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 学長は、学生に対する第2項の退学、停学及び訓告の処分の手続きを定めなければならない。

5 学生の懲戒に関する規則は、別に定める。

## 第14章 公開講座、科目等履修生、委託生、特別聴講生、履修証明プログラム生、聴講生、外国人留学生及び附置研究所研究生

### (公開講座)

第62条 本学は、社会人の教養と文化の向上に資するため、公開講座を開催することができる。

### (科目等履修生)

第63条 科目等履修生とは、本学学生以外の者で、一定の単位修得を目的として、本学において特定の授業科目の学修を許された者をいう。

### (委託生)

第64条 委託生とは、公共団体その他の機関（外国の交流大学を含む）の委託に基づき、本学において学修を許された者をいう。

### (特別聴講生)

第65条 特別聴講生とは、他の大学又は短期大学の学生で、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、履修を許された者をいう。

### (履修証明プログラム生)

第66条 履修証明プログラム生とは、本学学生以外の者を対象とする体系的な知識・技術等の習得を目指す特別な課程の学修を許された者をいう。

### (聴講生)

第67条 聴講生とは、本学学生以外の者で、単位の修得を目的とせず、本学において、特定の授業科目

の学修を許された者をいう。

(外国人留学生)

第68条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

(附置研究所研究生)

第69条 研究生として入所できる者は、アジア研究を目的とし、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者とする。

2 附置研究所研究生に関する規則は、別に定める。

(聴講料等)

第70条 科目等履修生、委託生、特別聴講生、履修証明プログラム生、聴講生及び研究生の聴講料等については、別表Ⅱのとおりとする。

(学則の準用)

第71条 科目等履修生、委託生、特別聴講生、履修証明プログラム生及び聴講生については、別に規定するほか、本学則を準用する。ただし、第11条及び第26条を準用しない。

附 則

本学則は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

## 附 則

本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

## 附 則

本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

## 附 則

本学則は、昭和59年4月1日から施行する。

## 附 則

本学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和74年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員
	名
経営学部経営学科	450
経済学部経済学科	300
経済学部国際関係学科	150
法学部法律学科	450
計	1,320

## 附 則

- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成2年度から平成11年度までの間の入学定員は、第4条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員
	名
経営学部経営学科	410
経済学部経済学科	300
法学部法律学科	410
国際関係学部国際関係学科	200
計	1,320

- 3 本学則第18条第3項及び第4項の規定は、平成2年度入学者から適用する。

## 附 則

本学則は、平成4年4月1日から施行する。

## 附 則

本学則は、平成5年4月1日から施行する。

## 附 則

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

## 附 則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

## 附 則

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

## 附 則

本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成9年11月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
経営学部経営学科	396名	382名	369名	355名	342名
経済学部経済学科	290	280	270	260	250
法学部法律学科	396	382	369	355	342
国際関係学部国際関係学科	196	192	186	182	176
計	1,278	1,236	1,194	1,152	1,110

附 則

本学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第24条第2項の30単位の制限は、国際関係学部ではこれを40単位とする。

附 則

- 1 本学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第24条の2の第1項及び第2項は経営学部経営学科ホスピタリティ専攻に適用する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 変更前の経営学部経営学科経営学専攻及びホスピタリティ専攻は、平成21年4月から学生募集を停止する。
- 3 経営学部経営学科経営学専攻及びホスピタリティ専攻は、変更後の学則にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまで存続するものとし、在学生在がいなくなるのを待って廃止する。

## 附 則

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 本学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 経営学部経営学科ホスピタリティ専攻は、平成26年3月31日をもって廃止する。

## 附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 本学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 経営学部経営学科経営学専攻は、平成29年3月31日をもって廃止する。

## 附 則

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

本学則は、平成30年10月1日から施行する。

## 附 則

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 本学則は、本学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。
- 3 平成30年度及び令和元年度に変更前の第35条第3号により除籍となった学生は、変更前の第36条第2項を適用できるものとする。

(参考)

旧第35条

- (3) 第18条第2項に定める必要な単位を正当な理由なく修得しない者

## 旧第36条

- 4 第35条第3号により除籍された者が、保証人連署のうえ再入学を願い出たときは、除籍後翌々年の学年の初めに限り、当該教授会の意見を聴いて、学長がこれを許可できる。

## 附 則

- 1 本学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。

## 附 則

- 1 本学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年4月1日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。

## 附 則

- 1 本学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。

## 附 則

- 1 本学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年4月1日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。
- 3 前項にかかわらず、別表Ⅰ・Ⅱについては、令和6年度以降の入学生に適用し、令和5年度以前の入学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 本学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第7条第1項に定める都市創造学部都市創造学科は、令和7年度から学生募集を停止し、同学科に令和7年3月31日時点で在籍している者の卒業を待って廃止する。
- 3 前項に従い、都市創造学部都市創造学科は、同学科に令和7年3月31日時点で在籍している者が卒業するまで存続する。学生募集停止から学部廃止までの移行期間の同学科の管理運営については、別に定める。

## 附 則

- 1 本学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年4月1日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。

[\(第47条 別表Ⅰ\)](#)

[\(第70条 別表Ⅱ\)](#)

## 別表 I

## 1. 学費

入学金	授業料	施設設備料	休学在籍料	備考
150,000 円	経営・経済・法学部 860,000 円 国際関係・社会学部 900,000 円 健康スポーツ科学部 950,000 円	260,000 円	春学期 60,000 円 秋学期 60,000 円	

(備考) 上記は、令和 8 年度入学者から適用するものとし、令和 7 年度以前の入学者については 従前どおりとする。

## 2. 課程諸費用

	教職課程	図書館学課程	社会教育主事課程
受講料	30,000 円	30,000 円	30,000 円
介護等体験費	15,000 円		
教育実習費	5,000 円		

(備考) 複数の課程を受講する場合は、その分の受講料が必要となる。

(備考) 上記の他、教職課程については、別途、免許申請手数料が必要となる。

## 3. 入学検定料 32,000 円

別表Ⅱ

科目等履修生	委託生	特別聴講生
選考料 10,000円 受講料 1単位 12,500円 ※別途実習費等がかかる科目がある。	選考料 10,000円 受講料 (授業料・施設設備料) 別表Ⅰに定める正規学生の学費の半額	選考料 なし 聴講料 当該他大学又は短期大学との協議に基づく

履修証明プログラム生	聴講生 (社会人・武蔵野地域自由大学)	研究生
選考料 5,000円 受講料 75,000円	選考料 (社会人のみ) 5,000円 聴講料 通年科目 30,000円 半期集中科目 30,000円 半期科目 15,000円	選考料 10,000円 受講料 410,000円 内訳： 指導料 310,000円 施設設備料 100,000円

## 履修規程

(目的)

第1条 この規程は、亜細亜大学学則（以下「大学学則」という。）第15条第4項及び亜細亜大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第11条第2項に基づき、授業科目の履修に関する事項について定める。

(授業科目)

第2条 授業科目及び単位数等は、別表Ⅰから別表Ⅲのとおりとする。

2 配当学年が指定されている授業科目については、原則として当該学年に履修するものとする。

3 大学院については、指導教員の承認を得て、大学の各学部開講科目の履修をさせることができるものとする。ただし、修得した単位は修了要件に算入しない。

(履修登録)

第3条 授業科目を履修し、所定の単位を修得するためには、あらかじめ指定された期日に、履修登録をしなければならない。

2 履修登録をしていない授業科目は、当該科目の受講及び試験の受験を認めない。

3 履修登録をした授業科目は、定められた期間を過ぎた後は原則として追加、変更及び取消を認めない。

(履修の制限)

第4条 次の各号に該当する履修は原則として認めない。

(1) 在学年次より上級年次に配当されている授業科目を履修すること

(2) 同一時限に2科目以上を重複して履修すること

(3) 同一年度に同一科目を重複して履修すること

(4) 単位修得済みの授業科目を履修すること

(履修上限単位数)

第5条 各学年又は各学期に履修できる授業科目の単位数は、別表Ⅳ－1から別表Ⅳ－8のとおりとする。

(履修変更・履修訂正)

第6条 履修登録後、定められた履修変更・履修訂正期間内に、授業科目の一部を追加、変更及び取消することができる。

(履修取消)

第7条 大学については、履修変更・履修訂正後、定められた履修取消期間内に、授業科目の取消をすることができる。なお、本条により取消した授業科目の単位数は、第5条に定める各学年又は各学期の履修上限単位数の算出に含むものとする。

(履修の無効)

第8条 履修登録をしていない授業科目の単位は、認定することができない。

2 休学又は退学した者のその学期の履修は無効とする。

3 前項にかかわらず休学又は退学が許可される以前の修得単位は有効とする。

(再履修)

第9条 履修した授業科目の成績評価が合格点に達しなかった者は、再履修し合格点に達しない限りその履修科目の単位を修得することはできない。

2 授業科目のうち、再履修するクラスを指定する科目は、原則として、指定されたクラス以外で履修することはできない。

3 授業科目を再履修するため、同一授業時間の指定されたクラスで履修できない場合は、指定されたクラス以外で履修することができる。

(受講者制限)

第10条 教育環境等により、受講者数を制限することがある。

(試験)

第11条 履修した授業科目については、大学においては定期試験期間又は授業期間、大学院においては授業期間に試験を行い、成績評価を行う。ただし、科目の性質等によりあらかじめ定めたものについては、他の方法によることができる。

(試験及び成績評価)

第12条 試験及び成績評価は、大学学則第19条及び大学院学則第14条に基づき行う。

(成績評価に対する質疑)

第13条 前条における成績評価に対して合理的な理由がある場合は、所定の期日までに所定の様式により、成績評価に関する質疑を申し出ることができる。

(Grade Point Average)

第14条 第12条の成績評価に基づき、Grade Point Average (以下「GPA」という。)を算出するものとする。

- 2 前項に定めるGPAとは、各授業科目の5段階の成績評価に対応した評点を付与して算出する履修科目の成績評定平均値をいう。
- 3 前項に定める評点は、次の各号のとおり配点する。
  - (1) S (90~100) 評点=4
  - (2) A (80~89) 評点=3
  - (3) B (70~79) 評点=2
  - (4) C (60~69) 評点=1
  - (5) D (0~59) 評点=0
- 4 GPAの算出の対象授業科目は、前項第1号から第5号の5段階の成績評価によって評価を受けた卒業要件又は修了要件に算入される全ての科目とする。
- 5 次の各号に掲げる科目は、第3項第1号から第5号の5段階の成績評価をしないため、前項のGPAの算定に含めない。
  - (1) 大学在学中に他の大学又は短期大学において修得した単位認定科目 (大学学則第22条によるものを除く。)
  - (2) 大学院在学中に他大学の大学院又は研究所等において修得した単位認定科目 (大学院学則第17条によるものを除く。)
  - (3) 大学学則第23条に基づき認定した科目
  - (4) 大学学則第24条及び大学院学則第18条に基づき認定した科目 (大学院における早期履修制度による既修得科目を除く。)
  - (5) 教職 (一部科目)、図書館学及び社会教育主事の各課程の科目
  - (6) 第6条及び第7条に基づき履修を取消した科目
- 6 GPAの計算は、学期ごとに定められた期日 (成績発表日) までに確定した成績に基づいて行う。  
(所管)

第15条 この規程に関する所管は、教務部教学センターとする。

#### 附 則

本規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

本規程は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 本規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、別表I-1、別表I-2、別表I-3、別表I-4、別表I-5については、令和6年度以降の入学生に適用し、令和5年度以前の入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 本規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、別表I、別表II、別表III、別表IV-1から別表IV-7及び第14条については、令和7年度以降の入学生に適用し、令和6年度以前の入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 本規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、別表I、別表II、別表III、別表IV-1から別表IV-8については、令和8年度以降の入学生に適用し、令和7年度以前の入学生については、なお従前の例による。

区分	科目名	単位数	配当年次	メディア利用	卒業要件		
必修科目	ゼミナール	2	1		12単位		
	専門基礎ゼミナール	2	2				
	専門ゼミナールⅠ	4	3				
	専門ゼミナールⅡ	4	4				
	健康スポーツ科学科目	スポーツサイエンス入門	2	1	○	20単位	
		<b>スポーツ史</b>	2	1			
		<b>心理学入門</b>	2	1			
		<b>スポーツ原理</b>	2	1			
		ヘルスサイエンス入門	2	1	○		
		スポーツ情報処理	2	1			
		<b>生理学入門</b>	2	1			
		<b>バイオメカニクス入門</b>	2	1			
		スポーツデータサイエンス	2	2			
		ヘルスデータサイエンス	2	2			
	情報工科学科目	基礎科学Ⅰ	2	1		24単位	
		基礎科学Ⅱ	2	1			
		工学入門	2	1			
		数学1（微分積分・基礎）	2	1			
		数学2（線形代数・基礎）	2	1			
		情報ネットワーク概論	2	1			
		数学3（微分積分・応用）	2	2			
		数学4（線形代数・応用）	2	2			
		プログラミング基礎	2	2			
		データ構造とアルゴリズム	2	2			
		スポーツ統計学Ⅰ	2	2			
スポーツ統計学Ⅱ		2	3				
専門科目		コンピュータアーキテクチャ	2	1	○		20単位
		論理・電子回路	2	1			
	オペレーティングシステム	2	1	○			
	データベース概論	2	2				
	オペレーションズリサーチ概論	2	2				
	スポーツテクノロジー	2	2				
	情報数学	2	2				
	ソフトウェア工学	2	2				
	画像処理	2	2				
	AI概論	2	2				
	情報	2	3				
	深層学習	2	3				
	機械学習演習	2	3				
	工学	2	3				
	アプリケーション開発演習Ⅰ	2	3				
	VR概論	2	3				
	コンピュータグラフィックス	2	3				
	CG演習	2	3				
	情報保証とセキュリティ	2	3				
	アプリケーション開発演習Ⅱ	2	3				
	ヒューマンコンピュータインタラクション	2	3				
	IoT演習	2	3				
	自然言語処理	2	3				
	VR演習	2	3				
	シミュレーションと可視化演習	2	3				
	ゲーム理論	2	3				
アダプテッドスポーツと技術支援	2	4					
マルチエージェントシミュレーション	2	4					
専門キャリア科目	健康スポーツ特別講義	2	2		6単位		
	オルタナティブスポーツⅠ	1	3				
	オルタナティブスポーツⅡ	1	3				
	健康スポーツインターンシップ	2	3				
	健康スポーツボランティア活動	2	3				
選択必修科目B	健康スポーツ領域	<b>スポーツ生理学</b>	2	2	20単位		
		<b>スポーツバイオメカニクス</b>	2	2			
		<b>スポーツ心理学</b>	2	2			
		スポーツ測定評価学	2	2			
		ゲーム分析論	2	2			
	<b>トレーニング理論</b>	2	2				
	スポーツデータによるコーチングⅠ	2	2				
	スポーツアナリティクス	2	2				

区分	科目名	単位数	配当年次	メディア利用	卒業要件	
健康スポーツ科学科 選択必修科目 B	スポーツメンタルトレーニング	2	2		20単位	
	eスポーツ概論	2	2			
	スポーツゲーム戦術論	2	2			
	スポーツデータによるコーチングII	2	3			
	生体情報によるコンディショニング	2	3			
	スポーツ動作解析演習Ⅰ	2	3			
	スポーツ映像解析演習Ⅰ	2	3			
	スポーツ動作解析演習Ⅱ	2	3			
	スポーツ映像解析演習Ⅱ	2	3			
	スポーツ生理学演習Ⅰ	2	3			
	スポーツ心理学演習Ⅰ	2	3			
	スポーツ指導論Ⅰ	2	3			
	身体表現論	2	4			
	スポーツ生理学演習Ⅱ	2	4			
	スポーツ心理学演習Ⅱ	2	4			
	スポーツバイオメカニクス演習	2	4			
	スポーツゲームアナリティクス応用演習	2	4			
	スポーツ指導論Ⅱ	2	4			
	救急法	2	1			6単位
	栄養学入門	2	1			
	障がいの理解	2	1			
	スポーツ栄養学	2	2			
	<b>スポーツ医学</b>	2	2			
	<b>学校保健概論</b>	2	2			
	アダプテッドスポーツ論	2	2			
	スポーツ発育発達学	2	2			
	スポーツ栄養学演習	2	2			
	<b>公衆衛生学</b>	2	2			
	運動処方論	2	3			
	ヘルスデータ処理演習	2	3			
スポーツとジェンダー	2	3				
ヘルスフィールドワーク	2	3				
ヘルスマネジメント	2	3		0単位		
健康社会学	2	3				
健康社会学演習	2	4				
<b>スポーツビジネス入門</b>	2	1				
<b>暮らしのなかの憲法</b>	2	1				
<b>スポーツと法</b>	2	1				
スポーツマネジメント論	2	2				
スポーツ政策論	2	2				
スポーツマーケティング論	2	2				
<b>スポーツ社会学</b>	2	2				
スポーツ産業論	2	2				
スポーツキャリア演習	2	2				
リーダーシップ論	2	2				
スポーツ施設マネジメント論	2	3				
スポーツとまちづくり	2	3				
スポーツツーリズム演習	2	3				
<u>体育実技総合（陸上競技）</u>	1	1		0単位		
<u>体育実技総合（水泳）</u>	1	1				
<u>体育実技総合（ダンスⅠ）</u>	1	1				
<u>体育実技総合（バスケットボール）</u>	1	1				
<u>体育実技総合（バレーボール）</u>	1	1				
<u>体育実技総合（体づくり運動・器械運動）</u>	1	1				
<u>体育実技総合（ダンスⅡ）</u>	1	1				
<u>体育実技総合（柔道）</u>	1	1				
<u>体育実技総合（剣道）</u>	1	1				
<u>体育実技総合（サッカー）</u>	1	1				
<u>体育実技総合（テニス）</u>	1	1				
トレーニング実習	1	3				

区分	科目	単位	配当年次	メディア利用	卒業要件	
選択必修科目	<b>Freshman English I</b>	2	1		8単位	
	<b>Freshman English II</b>	2	1			
	アジアの伝統文化	2	1			
	国際関係論Ⅰ	2	1			
	国際関係論Ⅱ	2	1			
	東南アジア研究Ⅰ	2	1			
	東南アジア研究Ⅱ	2	1			
	ヨーロッパの芸術と文化Ⅰ	2	1			
	ヨーロッパの芸術と文化Ⅱ	2	1			
	ジェンダー研究への招待	2	1			
	環境科学	2	1			
	生物学Ⅰ	2	1			
	生物学Ⅱ	2	1			
選択科目	アジアを知る12章	2	1		8単位	
	西洋史Ⅰ	2	1			
	西洋史Ⅱ	2	1			
	中国研究Ⅰ	2	1			
	中国研究Ⅱ	2	1			
	東洋史Ⅰ	2	1			
	東洋史Ⅱ	2	1			
	日本史Ⅰ	2	1			
	日本史Ⅱ	2	1			
	北東アジア研究Ⅰ	2	1			
	北東アジア研究Ⅱ	2	1			
	教養基礎（歴史からみた異文化交流）	2	1,2のみ			
	Doing HistoryⅠ【E】※1	2	1			
	Doing HistoryⅡ【E】※1	2	1			
	世界のことばと文化	2	1			
	大学英語基礎Ⅰ	1	1			
	大学英語基礎Ⅱ	1	1			
	English CommunicationⅠ	1	1			
	英語と世界 English CommunicationⅡ	1	1			
	English CommunicationⅢ	1	1			
	English CommunicationⅣ	1	1			
	English CommunicationⅤ	1	1			
	English CommunicationⅥ	1	1			
	English CommunicationⅦ	1	1			
	English CommunicationⅧ	1	1			
	外国語初級Ⅰ	1	1			
	外国語初級Ⅱ	1	1			
	外国語初級Ⅲ	1	1			
	外国語初級Ⅳ	1	1			
	外国語中級Ⅰ	1	2			
	外国語中級Ⅱ	1	2			
	外国語中級Ⅲ	1	2			
	外国語中級Ⅳ	1	2			
	外国語コミュニケーションⅠ	1	1			
	外国語コミュニケーションⅡ	1	1			
	外国語コミュニケーションⅢ	1	1			
	外国語コミュニケーションⅣ	1	1			
	外国語応用Ⅰ	1	2			
	外国語応用Ⅱ	1	2			
	外国語応用Ⅲ	1	2			
	外国語応用Ⅳ	1	2			
	表現と芸術	西洋文学Ⅰ	2	1		
		西洋文学Ⅱ	2	1		
中国文学Ⅰ		2	1			
中国文学Ⅱ		2	1			
創造の世界Ⅰ（ことばとイメージーション）		2	1			
創造の世界Ⅱ（アニメーションの世界）		2	1			
文章表現		2	1			
日本文学（近現代）		2	1			
日本の表象文化		2	1			
教養基礎（近現代日本の文化と表現）		2	1,2のみ			
教養基礎（現代文学入門）	2	1,2のみ				
教養基礎（チェスと文学）【E】	2	1,2のみ				

区分	科目	単位	配当年次	メディア利用	卒業要件
表現と芸術	教養基礎（理論で読む現代文学）	2	1,2のみ		8単位
	教養基礎（多様性とアートの教育学）	2	1,2のみ		
	日本の美術	2	1		
	日本文学（中古）	2	1		
	日本文学（中世）	2	1		
	日本文学（近世）	2	1		
	韓国文化論	2	1		
	教養基礎（平安文学）	2	1		
	日本の伝統芸能	2	2		
	表現とメディアⅠ	2	2		
	表現とメディアⅡ	2	2		
	文章作成技法	2	2		
	人間と社会	経済学Ⅰ	2	1	
経済学Ⅱ		2	1		
宗教学Ⅰ		2	1	○	
宗教学Ⅱ		2	1	○	
政治学Ⅰ		2	1		
政治学Ⅱ		2	1		
地誌学Ⅰ		2	1		
地誌学Ⅱ		2	1		
日本思想史Ⅰ		2	1		
日本思想史Ⅱ		2	1		
文化人類学Ⅰ		2	1		
文化人類学Ⅱ		2	1		
選択科目		法学Ⅰ	2	1	
	法学Ⅱ	2	1		
	建学の精神を考える	2	1,2のみ		
	<b>介護等体験の意義と実践※2</b>	2	3		
	かごらぶだ	哲学Ⅰ	2	1	
		哲学Ⅱ	2	1	
		倫理学Ⅰ	2	1	
		倫理学Ⅱ	2	1	
	情報と自然環境	情報と社会Ⅰ	2	1	一部クラス
		情報と社会Ⅱ	2	1	
		<b>情報リテラシー</b>	2	1	
		宇宙と物質	2	1	
		数学入門Ⅰ	2	1	
数学入門Ⅱ		2	1		
地理学Ⅰ		2	1		
地理学Ⅱ		2	1		
統計学入門Ⅰ		2	1		
統計学入門Ⅱ		2	1		
基礎数理Ⅰ		2	1		
基礎数理Ⅱ		2	1		
自然環境		プログラミング言語Ⅰ	2	2	一部クラス
	プログラミング言語Ⅱ	2	2	一部クラス	
	基礎数理Ⅲ	2	2		
	基礎数理Ⅳ	2	2		
	<b>データサイエンス入門</b>	2	2		
	<b>表計算とデータサイエンス</b>	2	2	一部クラス	
進路	キャリアデザイン	2	1,2のみ		
	キャリア・インターンシップ	4	2,3のみ		
	海外インターンシップ（AUGP）	4	1,2,3のみ		

※1「Doing HistoryⅠ・Ⅱ」は、隔年開講科目

※2「介護等体験の意義と実践」は、教職課程履修者のみ履修可

【E】は英語で授業が実施される科目

## 教科及び教科の指導法に関する科目（健康スポーツ科学部）

## 別表Ⅱ

## 【中学校・高等学校（保健体育）】

施行規則に定める科目区分等		本学で開講する科目	年次	単位	必修 単位	中学	高校	
科目 区分	各科目に含めること が必要な事項							
教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 項 目	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	体育実技	<u>体育実技総合（陸上競技）</u>	1	1	1	↑	↑
			<u>体育実技総合（水泳）</u>	1	1	1		
			<u>体育実技総合（体づくり運動・器械運動）</u>	1	1	1		
			<u>体育実技総合（ダンスⅠ）</u>	1	1	1		
			<u>体育実技総合（柔道）</u>	1	1	} 1		
			<u>体育実技総合（剣道）</u>	1	1			
			<u>体育実技総合（サッカー）</u>	1	1	} 1		
			<u>体育実技総合（テニス）</u>	1	1			
			<u>体育実技総合（バスケットボール）</u>	1	1			
			<u>体育実技総合（バレーボール）</u>	1	1			
			<u>体育実技総合（ダンスⅡ）</u>		1			
	<u>トレーニング実習</u>		1					
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	<u>スポーツ原理</u>	1	2	2	2 0 単 位 以 上	2 0 単 位 以 上	
		<u>スポーツ心理学</u>	2	2	} 2			
		<u>スポーツ社会学</u>	2	2				
		<u>スポーツバイオメカニクス</u>	2	2	2			
		<u>スポーツと法</u>	1	2				
		<u>心理学入門</u>	1	2				
		<u>スポーツ史</u>	1	2				
		<u>バイオメカニクス入門</u>	1	2				
		<u>スポーツビジネス入門</u>	1	2				
		生理学（運動生理学を含む。）	<u>スポーツ生理学</u>	2	2			2
			<u>生理学入門</u>	1	2			
<u>トレーニング理論</u>			2	2				
衛生学・公衆衛生学	<u>公衆衛生学</u>	2	2	2				
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	<u>学校保健概論</u>	2	2	4				
	<u>救急法</u>	1	2					
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	<u>保健体育科教育法Ⅰ</u>	2	2	中学 8 高校 4	8	↓		
	<u>保健体育科教育法Ⅱ</u>	2	2					
	<u>保健体育科教育法Ⅲ</u>	3	2					
	<u>保健体育科教育法Ⅳ</u>	3	2					

## 大学が独自に設定する科目

## 別表 II

免許法施行規則に定める科目区分等	必要単位	本学開講科目	年次	単位	中学 必修	高校 必修
大学が独自に設定する科目	中4 高12	<u>学校経営と学校図書館</u>	2	2		
		<u>学校図書館メディアの構成</u>	2	2		
		<u>学習指導と学校図書館</u>	2	2		
		<u>読書と豊かな人間性</u>	2	2		
		<u>情報メディアの活用</u>	2	2		
		<u>介護等体験の意義と実践</u>	3	2	2	
		<u>道徳教育の理論と実践</u>	1	2		
		<u>教育ボランティア</u>	1	1		

※大学が独自に設定する科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位超過分で充足できる。

## 免許法施行規則第66条の6に定める科目

## 別表II

健康スポーツ科学部

免許法施行規則に定める科目		本学科目	必要単位
		令和8年度以降入学生	
日本国憲法		<u>暮らしのなかの憲法【健康スポーツ科学部開設】</u>	2
体育		<u>体育実技総合（陸上競技）</u>	2
		<u>体育実技総合（ダンスI）</u>	
外国語コミュニケーション		<u>Freshman English I</u>	2
		<u>Freshman English II</u>	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	<u>データサイエンス入門</u>	2
		<u>表計算とデータサイエンス</u>	
	情報機器の操作	<u>情報リテラシー</u>	

※「Freshman English I・II」について、教職履修生のみ再履修可

## 教育の基礎的理解に関する科目等 (令和4年度以降入学生)

## 別表Ⅱ

施行規則に定める科目区分等 (令和4年度以降入学生)			本学開講科目	年次	単位	必要単位	中学必修	高校必修
科目区分	中学校	高等学校						
	各科目に含めることが必要な事項							
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		<u>教育原理</u> ※	1	2	12	2	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		<u>教職入門</u> ※	1	2		2	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		<u>教育社会学</u>	2	2		2	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		<u>教育心理学</u> ※	1	2		2	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		<u>特別支援教育概論</u>	2	2		2	2
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		<u>教育課程論</u>	2	2		2	2
の道徳、相談法等に関する科目	道徳の理論及び指導法		<u>道徳教育の理論と実践</u>	1	2	中12 高10	2	
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な探究の時間の指導法	<u>総合的な学習の時間の指導法</u>	2	2		2	2
	特別活動の指導法		<u>特別活動論</u>	1	2		2	2
	教育の方法及び技術		<u>教育方法学 (ICTの活用含む)</u>	1	2		2	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		<u>生徒・進路指導論</u>	2	2		2	2
	生徒指導の理論及び方法							
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		<u>教育相談</u>	2	2		2	2
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法								
に教育に関する実践科目			<u>教育実習指導</u>	3	2	中7 高5	2	2
	教育実習		<u>教育実習Ⅰ</u>	4	5		5	
			<u>教育実習Ⅱ</u>	4	3			3
	学校体験活動							
	教職実践演習		<u>教職実践演習(中・高)</u>	4	2		2	2

※メディア利用(一部クラス)

\*「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」に「事前事後指導1単位」を含む。

[\(別表Ⅰ\)](#)[\(別表Ⅱ\)](#)[\(別表Ⅲ\)](#)

別表Ⅳ－1

学部	学科	学年	履修単位の上限	
			学期	年間
経営学部	経営学科	全学年	22単位	44単位
	ホスピタリティ・マネジメント学科			
	データサイエンス学科			
備考	<p>(1) 教職（一部科目）、図書館学及び社会教育主事の各課程並びにAUGP科目で修得した単位は対象外とする。</p> <p>(2) 本学の半期派遣留学プログラムに参加する者については、本学で学修する学期の履修上限を24単位とする。ただし年間の履修単位は44単位を超えないものとする。</p>			

別表Ⅳ－2

学部	学科	学年	履修単位の上限	
			学期	年間
経済学部	経済学科	全学年	22単位	44単位
備考	<p>(1) 教職（一部科目）、図書館学及び社会教育主事の各課程並びにAUGP科目で修得した単位は対象外とする。</p> <p>(2) 本学の半期派遣留学プログラムに参加する者については、本学で学修する学期の履修上限を24単位とする。ただし年間の履修単位は44単位を超えないものとする。</p>			

別表Ⅳ－3

学部	学科	学年	履修単位の上限	
			学期	年間
法学部	法律学科	全学年	22単位	44単位
備考	<p>(1) 教職（一部科目）、図書館学及び社会教育主事の各課程並びにAUGP科目で修得した単位は対象外とする。</p> <p>(2) 本学の半期派遣留学プログラムに参加する者については、本学で学修する学期の履修上限を24単位とする。ただし年間の履修単位は44単位を超えないものとする。</p>			

別表Ⅳ－4

学部	学科	学年	履修単位の上限	
			学期	年間
国際関係学部	国際関係学科	全学年	22単位	44単位
	多文化コミュニケーション学科			
備考	<p>(1) 教職（一部科目）、図書館学及び社会教育主事の各課程並びにAUGP科目で修得した単位は対象外とする。</p> <p>(2) 本学の半期派遣留学プログラムに参加する者については、本学で学修する学期の履修</p>			

上限を24単位とする。ただし年間の履修単位は44単位を超えないものとする。
---------------------------------------

別表Ⅳ－5

学部	学科	学年	履修単位の上限	
			学期	年間
社会学部	現代社会学科	全学年	22単位	44単位
備考	(1) 図書館学及び社会教育主事の各課程並びにAUGP科目で修得した単位は対象外とする。 (2) 本学の半期派遣留学プログラムに参加する者については、本学で学修する学期の履修上限を24単位とする。ただし年間の履修単位は44単位を超えないものとする。			

別表Ⅳ－6

学部	学科	学年	履修単位の上限	
			学期	年間
健康スポーツ学部	健康スポーツ科学科	全学年	22単位	44単位
備考	(1) 教職（一部科目）、図書館学及び社会教育主事の各課程並びにAUGP科目で修得した単位は対象外とする。 (2) 本学の半期派遣留学プログラムに参加する者については、本学で学修する学期の履修上限を24単位とする。ただし年間の履修単位は44単位を超えないものとする。			

別表Ⅳ－7

研究科	課程	学年	履修単位の上限	
			学期	年間
アジア・国際経営戦略研究科	博士前期課程	1年次	12単位	20単位
備考	標準修業年限が1年の場合は、この限りではない。			

別表Ⅳ－8

研究科	課程	学年	履修単位の上限	
			学期	年間
経済学研究科	博士前期課程	1年次		36単位
備考				